

南三陸町復興まちづくり協議会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 東日本大震災からの復興まちづくりのため、地域住民等が主体となって活動する復興まちづくり協議会に対し、その運営に必要な経費について、南三陸町まちづくり協議会運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「復興まちづくり」とは、東日本大震災からの復興に向け、各地域でのまちづくりに関する計画・事業等における合意形成及び実現のために住民主体で行われる取組のことをいう。

(復興まちづくり協議会)

第3条 復興まちづくり協議会は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体とする。ただし、地域コミュニティの実情等を考慮し、復興まちづくりを推進するうえで町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 復興まちづくりに資する協議や活動等（以下「復興まちづくり活動等」という。）の実施を主たる目的として組織された団体（既存の組織を活用して復興まちづくり活動等を実施する団体を含む）であること。
- (2) 行政区を範囲として町内各地域の住民等を中心に構成され、自治会その他の各種地域団体と連携した団体であること。
- (3) 団体の活動が、住民等の視点から暮らしやすい地域社会の実現を目指すものであること。
- (4) 規約又は会則等を定め、該当する地域の住民等の意見を広くくみ取ることのできる組織・運営体制が確保されている団体であること。
- (5) 自主的、継続的な活動が見込まれる団体であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の補助対象経費は、復興まちづくり協議会に要する当該年度に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 会議資料の作成に要する費用
- (2) 復興まちづくり協議会構成員の意向把握に関する費用
- (3) まちづくり計画の作成に関する費用
- (4) 広報誌及びパンフレット等の作成に関する費用
- (5) 研修会開催のための会場使用料及び講師の招聘に関する費用
- (6) 先進地の視察に関する費用
- (7) 事務連絡に要する費用
- (8) 復興まちづくり協議会に係る事務の委託に関する費用
- (9) 前各号のほか町長が必要と認める費用

2 前項の補助対象経費には、復興まちづくり協議会の設立前における準備経費を含むものとする。

(補助金の額)

第5条 復興まちづくり協議会に対する年間の補助金の額は、1団体につき400万円以内の額で、前条第1項各号の合計額又は5,000円に団体構成員の世帯数を乗じた額のいずれか小さい方を限度とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金等交付申請書に添付する書類)

第6条 規則第4条第2項第4号の規定による補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 復興まちづくり協議会の規約又は会則等

(2) 復興まちづくり協議会の役員等名簿

(3) 補助金の振込先に関する書類

(実績報告書に添付する書類)

第7条 規則第13条の規定による実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書

(2) 事業収支決算書

(補助金の交付方法)

第8条 町長は、規則第15条の規定により補助金を交付する場合、原則として第5条第3号に定める口座への振込みによりこれを行う。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月13日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年6月25日から施行する。